

## 弓道場の個人使用に係る取扱要領（弓道編）

平成28年11月9日

逗子市都市公園条例第6条に規定する有料の公園施設である弓道場（以下「弓道場」という。）を、弓道競技を行うため、個人で使用する場合における取扱いについて、次のように定める。

なお、ここでいう個人で使用する場合は、逗子市都市公園条例別表第6有料の公園施設の使用料の表中、弓道場の単位欄「個人」に記載の区分により使用する場合をいう。

### （目的）

第1条 この要領は、弓道場を個人で使用する場合における安全及びマナーの確保を目的とする。このための施設の整備は、この要領の対象外とする。

### （安全管理員）

第2条 指定管理者は、逗子弓道協会からの推薦に基づき、安全管理員（以下「管理員」という。）を委嘱し、開場時間中は必ず配置する。

- 2 管理員は、公益財団法人全日本弓道連盟（以下「弓道連盟」という。）が認定する段位を有する者とする。
- 3 管理員の職務は、弓道場内における安全の確保、秩序の維持、これらに支障を及ぼすと認められる者への注意、経験の少ない者の指導・育成、並びに発生した事故への初期対応とし、事故が発生したときは、その概要を速やかに指定管理者に報告するものとする。
- 4 指定管理者は、前項に規定する報告を受けたときは、必要な対応を図る。
- 5 管理員は、弓道場の使用者とはみなさない。

### （利用方法）

第3条 利用に当たっては、管理員の指示に従うものとする。

- 2 本施設は、弓道場であることから、弓道連盟の競技ルールに基づかない利用は禁止する。
- 3 弓具は、弓道連盟競の技規則に準拠したもの以外の使用を禁止する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成28年12月1日から適用し、それまでの間はなお従前の例による。